

路木ダム裁判とは

路木ダム裁判原告団代表 植村振作

当初砂防ダム計画でした

路木ダムは、熊本県天草市河浦町にある、魚類の生息場や産卵場となるアマモ場が広がる羊角湾奥に流れ込む、長さ約 6km の路木川の中流に、熊本県が建設中の総工費当初予算 90 億円の多目的ダムです。

当初 1979（昭和 54）年に砂防ダムとして計画されていました。しかし、その後 1992（平成 4）年に、下流宅地の家屋浸水被害の防止と、天草市牛深地区及び河浦地区の水資源開発を目的として事業が開始され、2010 年（平成 22 年）6 月に本体工事に着工、現在、ダム本体は殆ど完成しています。2014 年 3 月竣工予定です。

洪水氾濫防止目的ですが

路木ダムの治水上の建設目的は、「昭和 57 年集中豪雨」による路木地区の約 100 棟床上浸水被害を踏まえて、将来発生するかもしれない下流宅地の家屋浸水被害を防止すること（路木川河川整備計画）ですが、そもそも「昭和 57 年集中豪雨」による路木川の氾濫による家屋浸水被害はありませんでした。

将来堤防が壊れて集落に氾濫流が流れ込む恐れがあるとされる堤防は、堅固な山付道路兼用堤防です。将来、堤防が壊れて、洪水氾濫が生ずる恐れもありません。

虚偽事実が書かれた「路木川河川整備計画」

100 棟の床上浸水被害があったと書いたウソの「路木川河川整備計画」に基づいて進められている路木ダム事業に公金を支出したことは、「地方財政法」違反であるとして、2009（平成 21）年 5 月に私たちは住民監査請求しましたが、棄却されました。そこで、2009（平成 21）年 8 月、違法な公金の支出により熊本県に損害を生じさせた熊本県知事に既支出金の返還と路木ダム事業への支出差し止めを求めて住民訴訟「県営路木ダム事業に係る公金支出差止等請求事件」（熊本地方裁判所民事第 3 部）を提起しました。当初、代理人なし即ち本人訴訟でしたが、途中から 3 人の弁護士（市川守弘（札幌弁護士会）、加藤修（熊本弁護士会）、小林法子（同））に加わっていただいて、裁判を進めています。

主な争点

主な争点は①治水上の必要性、②治水に関する費用対便益の算定及び③利水の必要性です。

・**治水上の必要性について**：被告は、将来堤防が壊れて路木川の洪水氾濫源となると主張していますが、熊本県が壊れるという堤防は、堅固な山付道路兼用堤防です。“このようところが破堤して氾濫することなどあり得ない”と元京都大学防災研究所長・京大名誉教授今本博健さんも言っているように、将来破堤して洪水氾濫が起こる恐れなど全く無い堤防です。治水上の建設根拠は全くありません。

・**費用対便益について**：熊本県が費用対効果の算定の基礎とした、浸水被害が発生するとさ

れた地域の家屋地盤高は実際の地盤高より低く見積もられています。その結果、床上浸水家屋数が多くなっており、費用対効果の客観性がありません。しかもその値はかろうじて1.0を越えた1.08です。そもそも氾濫しないのですが、仮に、熊本県の主張どおりに氾濫するとして、原告が実測した地盤高を基に費用対効果を求めると1.0を遙かに下回ります。路木ダム事業は費用対効果の面からも公共事業として不適切です。

・**利水上の必要性**：天草市が行った牛深地区の将来の給水人口推計には全く科学的根拠がありません。天草市は、人口予測法の一つである“コーホート要因法”で推計したと熊本県や厚労省へ報告していますが、コーホート要因法では推計してはいません。データを捏造した虚偽の報告です。さらに天草市は、渇水期でもダムから放流しなければならないとされている「維持流量」を勝手に4倍も水増しして計算し、既存ダムだけでは水が足りないといっています。正しく計算すると、既存水源で将来の必要量を賄えます。

偽りの「濁り水写真」まで持ち出してきた熊本県蒲島郁夫知事

蒲島知事は、テレビで、コップに入った茶色く濁った水の写真を見せて、「こういうすごく濁っているんです。そして沢から(水を)とらなければいけない状況にある人達がいらっしやる。それを私は行政としてどうにかしてやりたい」と偽の濁り水写真を掲げ、路木ダム建設の利水上の必要性を訴えました。濁り水など、地元の人達は利用していません。知事が先頭に立って、偽写真を持ち出して路木ダム事業を進めています。

路木ダムは全国一の”偽装ダム”

路木ダムは、元京都大学防災研究所長・京大名誉教授今本博健さんをして“捏造データを基にした全国一の**偽装ダム**”（今本博健他著、「ダムが国を滅ぼす」、扶桑社）とまで言わしめているほど、路木ダム事業は嘘偽りの塊で進められている、無駄なダム事業の典型です。

私たちは、熊本県が主張する治水上、利水上の路木ダム建設理由には根拠が無いことを、これまでの弁論を通じて明らかにしてきました。

私たちの思いを伝えるために

路木ダム裁判を担当している熊本地方裁判所民事第3部合議A係は、証人尋問等における裁判官からの質問から、これまでに原告・被告双方から提出された膨大な準備書面や証拠に相当詳細に目を通し、事実関係については、双方の主張を理解していることがうかがえます。

しかし、八ッ場ダム控訴審判決のように、東京都が無茶苦茶な水道需要予測を行っていても「直ちに合理性を欠くものとは認められない」と言い訳をして、東京都の言い分を認めているように、時には私たち市民の立場からは考えられないような、非常識な「合理性」を持ち出して判断を下す裁判官もいます。予断はできません。10月中に結審の予定です。

そこで、私たちの国民の思いを伝えるために、担当裁判官に対して、客観的事実に基づいて、審理を充分に行い、公正な判決を下すことを求める署名を始めることにいたしました。

ご協力、よろしくお願いいたします。